



令和6年
8月から

後期高齢者医療 被保険者証(保険証)が 新しくなります

新しい保険証は、7月中にお住まいの市役所・町村役場から
郵送等により交付します。

有効期限令和6年7月31日
までの被保険者証をお使い
ください

令和6年
8月1日

有効期限令和7年7月31日
までの被保険者証をお使い
ください

令和6年
12月2日

令和6年12月2日以降、
これまでの被保険者証は
使えるの？

| | | |
|-------------------|------------------|------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | | オレンジ |
| 有効期限 | 令和6年 7月 31日 | |
| 交付年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 被保険者番号 | | |
| 住所 | 福島市広城一丁目〇〇番地 | |
| 氏名 | 〇〇 太郎 | |
| 資格取得年月日 | 見本 | |
| 発効期日 | | |
| 一部負担金の割合 | | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 福島県後期高齢者医療広域連合 印 | |

更新後

| | | |
|-------------------|------------------|-----|
| 後期高齢者医療被保険者証 | | ピンク |
| 有効期限 | 令和7年 7月 31日 | |
| 交付年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 被保険者番号 | | |
| 住所 | 福島市広城一丁目〇〇番地 | |
| 氏名 | 〇〇 太郎 男 | |
| 資格取得年月日 | 見本 | |
| 発効期日 | | |
| 一部負担金の割合 | | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 福島県後期高齢者医療広域連合 印 | |

令和6年12月1日までに交付されている
保険証は、引き続き令和7年7月31日
まで利用できます。

| | | |
|-------------------|------------------|-----|
| 後期高齢者医療被保険者証 | | ピンク |
| 有効期限 | 令和7年 7月 31日 | |
| 交付年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 被保険者番号 | | |
| 住所 | 福島市広城一丁目〇〇番地 | |
| 氏名 | 〇〇 太郎 男 | |
| 資格取得年月日 | 見本 | |
| 発効期日 | | |
| 一部負担金の割合 | | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 福島県後期高齢者医療広域連合 印 | |

制度の対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがある方(申請して広域連合の認定を受けた方)

窓口負担割合について

令和5年中の所得に応じて
1割・2割・3割

令和6年12月2日以降に新たに被
保険者になる方へは、「資格情報の
お知らせ」または「資格確認書」を
交付します。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



1 マイナンバーカードを
カードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの
医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格を
オンラインで確認します。

利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証
として利用するためには、申込が
必要です。利用の申込は、マイナ
ポータル*やセブン銀行のATM、
医療機関・薬局の顔認証付きカー
ドリーダーでできます。

ここをクリック！
(*)子育てや介護をはじめとする
行政手続の検索やオンラ
イン申請がワンストップで
できたり、行政からのお知
らせを受け取ることができ
る自分専用のサイトです。



お問い合わせ先

お住まいの市町村の
後期高齢者医療制度担当窓口

または



福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町 8-2 福島県自治会館 2 階

TEL 024-563-3310

ホームページ <https://www.fukushima-kouiki.jp/>

